

市区町村	南風原町
認定連携創業支援事業者	南風原町商工会、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄振興開発金融公庫、アントレプレナーシップラボ沖縄

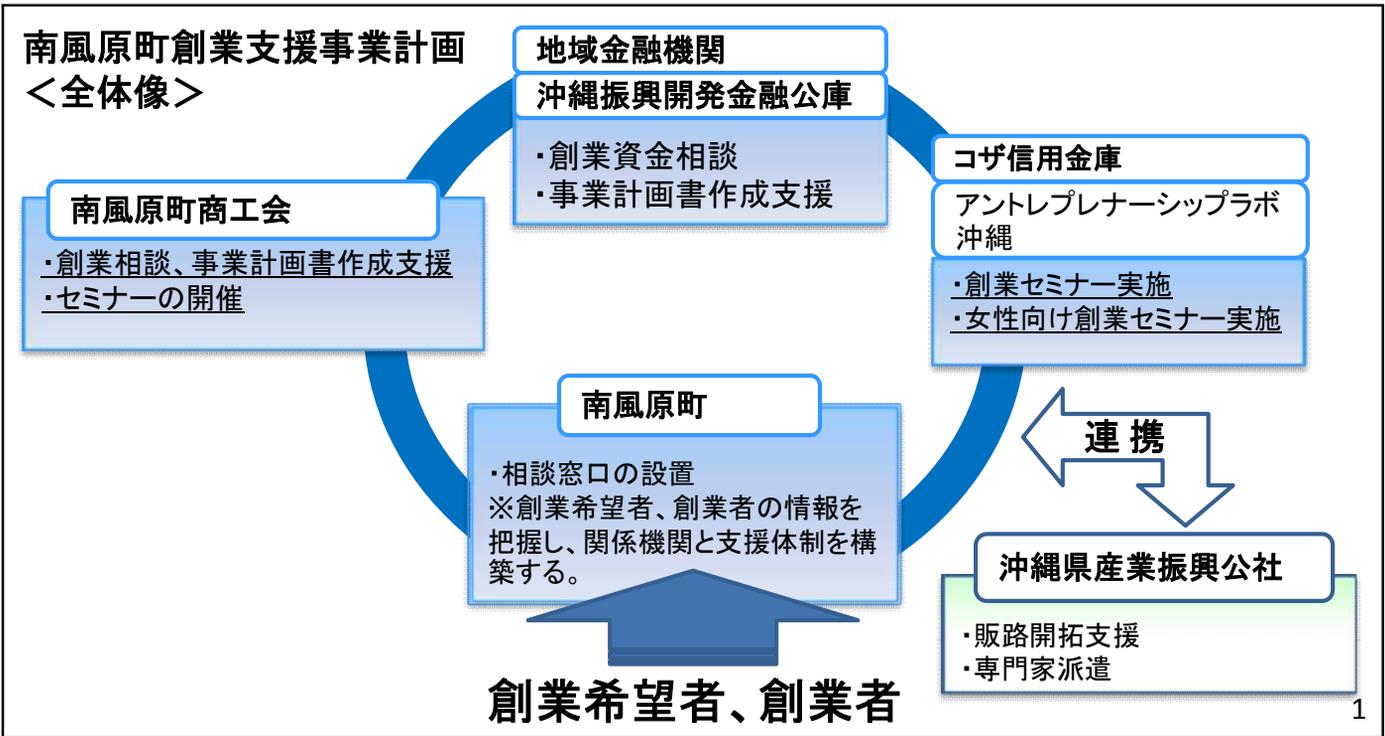
概要

南風原町においては、これまで創業に関する相談を南風原町商工会を窓口として行ってきたが、本計画により新たにワンストップ相談窓口を南風原町役場に開設し、町職員1名を配置して、創業希望者が必要とする支援・情報を認定連携創業支援事業者と連携して提供するなどし、年間11件の創業の実現を目指します。平成29年から令和9年にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、セミナー開催、事業計画書作成支援、資金調達等による支援を実施します。

年間目標数	創業支援対象者数: 86件	創業者数: 20件
-------	---------------	-----------

南風原町では、窓口相談、セミナー開催、事業計画書作成支援、資金調達など創業に必要な要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。

創業前								創業後
1. 地域資源の活用の仕方	2. ターゲット市場の見つけ方	3. ビジネスモデルの構築の仕方	4. 売れる商品・サービスの作り方	5. 販路開拓	6. 資金調達	7. 事業計画書の作成	8. 許認可等の手続き	9. 創業後の支援
南風原町商工会、沖縄県産業振興公社	南風原町商工会、沖縄県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫	南風原町商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫	南風原町商工会、沖縄県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫	南風原町商工会、沖縄県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫	南風原町商工会、沖縄県産業振興公社	南風原町商工会、沖縄県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫	南風原町、南風原町商工会、沖縄県産業振興公社	南風原町、南風原町商工会



別表1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援事業

創業支援事業の目標
<p>本町においては、これまで企業の創業や経営及び融資に関する相談については、南風原町商工会、他の関係機関へ案内するといった対応としてきたが、新たに南風原町産業振興課にワンストップ相談窓口を開設し、町職員1名を配置して相談対応を行う。</p> <p>ワンストップ相談窓口においては、年間10件の創業支援を行い、年間2件の新規創業の実現を目指す。</p> <p>南風原町商工会による令和2年度創業相談者数の実績は、年間1件であったが、町と南風原町商工会、その他創業支援機関が連携し、創業支援を展開することで、創業支援者数48件、創業者数11件とすることを目標とする。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p><「ワンストップ相談窓口」の設置></p> <ul style="list-style-type: none">・南風原町経済建設部産業振興課に「ワンストップ相談窓口」を設置し、職員を1名配置し相談対応を行う。 <p><支援施策一覧表の作成></p> <ul style="list-style-type: none">・南風原町の相談窓口では、町、県、国の支援施策一覧を作成し、紹介できるようにするとともに、町内で創業支援を行っている南風原町商工会や地域金融機関等とも連携しながら必要な紹介をできるようにする。 <ol style="list-style-type: none">1. 地域資源の活用の仕方 (地域に眠る宝への気づき) 南風原町商工会、県産業振興公社等の関係機関により、本町の琉球餅、南風原花織、かぼちゃやスターフルーツなどといった地域資源及び観光資源等を活用した強みの発見、製品化についてのアドバイスをを行う。2. ターゲット市場の見つけ方 南風原町商工会、県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫が、創業者に対して今後伸びそうな市場等の情報提供やアドバイスをを行う。3. ビジネスモデルの構築の仕方 南風原町商工会、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫との連携により、顧客ニーズへの対応や採算性等についてのアドバイスを実施する。4. 売れる商品・サービスの作り方 売れる商品・サービスの作り方について南風原町商工会、県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫は、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき、強み・弱みを分析し、アドバイスをを行う。また、より専門的な支援に関しては、専門家派遣を活用する。5. 販路開拓 南風原町商工会、県産業振興公社、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。また、より専門的な支援に関しては、専門家派遣を活用する。6. 資金調達

資金調達については、南風原町商工会、地域金融機関、沖縄振興開発金融公庫と相談をしながら、資金調達のための書類作成支援を行っていく。

7. 事業計画書の作成

事業計画書の作成については、南風原町商工会、沖縄振興開発金融公庫、アントレプレナーシップラボ沖縄、コザ信用金庫が事業計画の策定に対し、アドバイスとブラッシュアップを行う。

8. 許認可等の手続き

許認可手続きの相談については、町、南風原町商工会、県産業振興公社が連携し、創業手続き、許認可、特許出願等の知財活用についてアドバイスを行う。

9. 創業後の支援

町と南風原町商工会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出の可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、町が情報集約と一元化を図り「創業支援カルテ」を作成する。「創業支援カルテ」には、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているのかわかるようにし、適切な支援機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援事業について>

・南風原町商工会における創業相談、事業計画作成支援や、アントレプレナーシップラボ沖縄が実施する女性・若者向け創業セミナー、コザ信用金庫が実施する創業セミナーにおいて、1カ月以上にわたり、4回以上実施し、①経営、②財務、③人材育成、④販路開拓の4つの知識が身につくアドバイスをそれぞれ受け、「創業支援カルテ」でその旨が確認できる者を「特定創業支援事業」を受けた者として、町が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

・本創業支援事業計画の全体の進捗状況を町が把握することとし、創業希望者や創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
・特定創業支援事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等にて確認する。
・創業後についても、南風原町商工会、地域金融機関等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については町の広報誌や町ホームページへ掲載し、広くPRする。
・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。なお、各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援事業の実施方法

・南風原町経済建設部産業振興課に、関係機関と連携した「ワンストップ相談窓口」を設置し、担当者1名を配置、メール等での相談についても対応する。
・支援事業の各施策については、町のホームページや広報等で紹介することとする。
・南風原町と南風原町商工会が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、町が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援カルテ」を作成

し、関係機関と共有を図る。

- ・名簿等の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・南風原町商工会との連携を密にするため、2ヶ月に1回程度支援会議を開催し、活動状況や改善点について、情報共有を行う。

支 援 事 業		支 援 機 関
1 創業支援のきっかけづくり支援		
	ワンストップ窓口の設置	・南風原町経済建設部産業振興課 (必要に応じて関係機関を紹介)
	創業セミナーの開催等	・南風原町商工会 ・アントレプレナーシップラボ沖縄 ・コザ信用金庫
2 価値創造支援		
	地域資源の活用の仕方	・南風原町商工会 ・沖縄県産業振興公社
	売れる商品・サービスの作り方	・南風原町商工会 ・沖縄県産業振興公社 ・アントレプレナーシップラボ沖縄 ・コザ信用金庫
	販路開拓支援	・南風原町商工会 ・沖縄県産業振興公社 ・アントレプレナーシップラボ沖縄 ・コザ信用金庫
3 創業準備支援		
	事業計画作成支援、資金調達支援	・南風原町商工会 ・各地域金融機関 ・沖縄振興開発金融公庫 ・アントレプレナーシップラボ沖縄
	4 営業力・経理・財政強化支援 (創業後のフォロー含む)	・南風原町経済建設部産業振興課 ・南風原町商工会
計画期間		
平成29年4月1日～令和9年3月31日 ※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日		

別表 2-1 南風原町商工会創業相談、事業計画作成支援事業【既存・特定創業支援事業】
市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 南風原町商工会</p> <p>(2) 住所 南風原町字本部158番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 金城 宏孝</p> <p>(4) 連絡先 TEL:098-889-6121 FAX:098-889-4313</p>
創業支援事業の目標
<p>南風原町商工会による令和2年度創業相談者数の実績は、年間9件であったが、町と南風原町商工会、その他創業支援機関が連携し、創業支援を展開することで、創業支援者数15件、創業者数3件とすることを目標とする。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指導員による創業の為の相談を実施。具体的に構想があれば、創業に向けた事業計画の作成を支援する。 ・計画策定後必要な指導や講習を受け、「特定創業支援事業」対象者として認定する。 ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。 <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南風原町商工会窓口にて相談業務の実施。創業についての聞き取りを行い、実現の可能性について検討。そこで解決しなければならない問題があれば、どのように解決できるかについて検討。事業を展開するための戦略を検討し、事業計画の策定に向け具体的な支援を行う。 ・南風原町商工会より具体的な経営上必要な知識を習得するため、経営・財務・人材育成・販路拡大のノウハウが身につく指導や講習を1カ月以上にわたり4回以上受けた者で、南風原町商工会とともに事業計画を作成し、南風原町へ提出した者を「特定創業支援事業」対象者とする。 ・当事業において、南風原町商工会が支援を行った創業者情報、相談、指導内容に関しては、個人情報取扱について相談者の了解を得て、創業支援カルテを作成し、南風原町に提出する。なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で共有を図る。 ・個人情報の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・告知については、町広報誌、町ホームページ、南風原町商工会などで行う。
計画期間
<p>平成29年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第8回以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-2 南風原町商工会（販路拡大支援）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 南風原町商工会 (2) 住所 南風原町字本部158番地 (3) 代表者の氏名 会長 金城 宏孝 (4) 連絡先 TEL:098-889-6121 FAX:098-889-4313
創業支援事業の目標
・販路開拓支援。創業支援者の販路拡大に努め、各種物産展などのノウハウについても南風原町商工会から指導・助言を受ける。さらに物産展や商談会のサポートを行い、販路拡大につなげる。南風原物産展への出店は、年目標3件とし、1件の創業に向けてサポートしていく。
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 ・南風原物産展や、県内外の物産展への販売促進を目的とした物産展、商談会への出店サポートを行う。 (2) 創業支援事業の実施方法 ・南風原物産展にてブースを設置。 ・「特定創業支援事業」の認定を受けた者へ、連絡し、出店を促す。創業支援対象者については、電話・メールなどで個別に情報提供し、出店を促進する。南風原町商工会にて創業支援相談を受けた者で、事業計画策定に至らない者であっても、出店の可能性がある場合については連絡をする。 ・南風原物産展への出店に関わる費用については、「特定創業支援事業」対象者の場合、出店費用を免除する。 ・南風原町商工会経営指導員は、南風原物産展出店を希望する創業者の相談に応じ、助言を行う。 ・創業者が南風原物産展に出店する場合、各種専門家からの指導・助言が受けられる場合は、指導助言を受けた後、出店費用の半額減免を認める。 ・当事業において、南風原町商工会が支援を行った創業者情報、相談、指導内容に関しては、個人情報の取扱について相談者の了解を得て、創業支援カルテを作成し、南風原町に提出する。なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で共有を図る。 ・個人情報の管理については、個人情報保護法を遵守する。 ・告知については、町広報誌、町ホームページ、南風原町商工会などで行い、出展者を募集する。
計画期間
平成29年4月1日～令和9年3月31日 ※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日

別表 2-3 商工会（セミナーの開催）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 南風原町商工会 (2) 住所 南風原町字本部158番地 (3) 代表者の氏名 会長 金城 宏孝 (4) 連絡先 TEL:098-889-6121 FAX:098-889-4313
創業支援事業の目標
・ 創業者向けのセミナーや経営計画策定に関するセミナーを開催。年間1回以上、セミナーの参加者を10名程度を目標とし、開催。 創業者数：1件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容 創業者向けのセミナーや経営計画策定に関するセミナーを年1回以上開催。セミナー終了後は個別相談会も実施し、講師による事業計画策定など、継続的にサポートを受けることができる体制を作る。 (2) 創業支援事業の実施方法 ・ セミナー会場については、南風原町商工会、または南風原町の施設にて実施することとし、会場準備、受付、セミナー資料の教材などの事務手続きについては、南風原町及び南風原町商工会が連携して行う。セミナーの内容については事前に南風原町と協議する。 ・ 告知については、町広報誌、町ホームページ、南風原町商工会などで行い、参加者を募集する。創業支援担当者については、電話やメールなどで情報提供し、セミナーへの参加を呼びかける。 ・ セミナー終了後は個別相談会を開催。相談内容に応じて、金融機関と連携して融資の相談を行う。また、セミナー講演者への継続支援を希望する場合は、支援を受ける目的、解決したい課題など、南風原町商工会の指導員によるヒアリングを実施し、派遣を行う。 ・ 当事業において、南風原町商工会が支援を行った創業者情報、相談、指導内容に関しては、個人情報の取扱いについて相談者の了解を得て、創業支援カルテを作成し、南風原町に提出する。なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で共有を図る。 ・ 個人情報の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成29年4月1日～令和9年3月31日 ※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日

別表 2-4 創業資金相談【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none">①株式会社 琉球銀行②株式会社 沖縄銀行③株式会社 沖縄海邦銀行④コザ信用金庫⑤沖縄振興開発金融公庫 <p>(2) 住所</p> <ul style="list-style-type: none">①沖縄県那覇市東町2番1号那覇ポートビル②那覇市久茂地3-10-1③那覇市久茂地2-9-12④沖縄県沖縄市上地2丁目10番1号⑤那覇市おもろまち1丁目2番26号 <p>(3) 代表者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none">①川上 康②山城 正保③新城 一史④金城 馨⑤川上 好久 <p>(4) 連絡先</p> <ul style="list-style-type: none">①098-860-3454②098-867-2141③098-867-2111④098-933-1137⑤098-941-1910
創業支援事業の目標
<p>・開業資金（設備・運転資金）の融資について、連携を強化し、年間の目標として地域金融機関4行、沖縄振興開発金融公庫の累計で、相談対応数5件、創業者創出（融資実行）2件を目指す。</p>
創業支援事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援事業の内容</p> <p>各金融機関等は、南風原町経済建設部産業振興課および南風原町商工会を斡旋窓口として、計画策定の支援を受けた事業者に対する融資相談に応ずる。事業計画について、資金の使途、収支・返済計画など、融資の可能性について具体的な相談を行う。</p> <p>(2) 創業支援事業の実施方法</p> <p>・南風原町は、「ワンストップ相談窓口」として、広報紙などを通して周知を行うと同時に、各地域金融機関等と連携して融資相談、資金計画作成のサポートが受けられるなど、創業者向け支援制度の周知を図る。また、あわせて町ホームページ等で広報・周知に努める。</p>

・各金融機関等は、相談者の資金需要（商品開発や設備・運転資金など）について聞き取りを行い、融資制度の説明や融資の留意点および可能性など、事業資金に関する一切の相談に応じる。

①所要資金について

②融資制度の紹介

③返済計画

④事業計画書の確認など

・当事業において、地域金融機関4行、沖縄振興開発金融公庫が支援を行った創業者情報、相談、指導内容に関しては、個人情報の取り扱いについて相談者の了解を得て、「創業支援カルテ」を作成し、町に提出する。

なお、各支援機関の個人情報保護規定に準じて、適切な範囲で情報共有を図る。

・個人情報の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成29年4月1日～令和9年3月31日

※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日

別表 2-5 (女性・若者向け創業セミナー) 【既存・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 アントレプレナーシップラボ沖縄 (2) 住所 沖縄県那覇市首里鳥堀町3丁目7番地1 (3) 代表者の氏名 代表理事 名幸 穂積 (4) 連絡先 TEL:070-5814-4633 担当者:名幸 穂積
創業支援事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・女性、若者の創業希望者を対象とした商品企画やマーケティング等に関するセミナーを年1回以上開催し、セミナー参加者に対し受講後も継続的な支援としてクラウドファンディング活用等による商品企画、テストマーケティング、プロモーション、資金調達サポートを実施する。 (目標数) ・創業支援対象者数: 3件 創業者数: 1件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容<創業セミナー> 起業前のステージにいる女性、若者を対象とした商品企画やマーケティング、資金調達といった起業準備に係るセミナーを年1回以上開催する。 <特定創業支援事業について> ・講義のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓のノウハウ全てが身に付く講義を受講した者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。
(2) 創業支援事業の実施方法 ①会場や教材の準備や手続き等を南風原町と連携して行う。また、セミナー開催の際には南風原町HPや町広報による周知を行う。 ②アントレプレナーシップラボ沖縄と南風原町、南風原町商工会、地域金融機関等との連携による情報発信・情報共有により、起業を目指す女性・若者のためのコミュニティを形成する。 ③コミュニティにおける起業準備支援活動の中から、具体的に起業へと一歩踏み出す方を、南風原町商工会、地域金融機関等へつなぐ。 ④南風原町と連携し、セミナー受講者の名簿や集計表を「創業支援カルテ」として取りまとめ関係機関との共有を図る。名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成29年4月1日～令和9年3月31日 ※変更箇所については、令和3年12月23日～令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回以降の申請が対象となる。

別表 2-6 (創業セミナー) 【既存・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 コザ信用金庫 (2) 住所 沖縄県沖縄市上地2丁目10番1号 (3) 代表者の氏名 理事長 金城 馨 (4) 連絡先 TEL:098-933-1137 FAX:098-930-3328 担当者:企業支援部 池原 喜之
創業支援事業の目標
・令和2年に実施した「コザしん創業スクール」では、20名の参加があり創業した者は5名であった。 (目標数) ・創業支援対象者数:2件 ・創業者数:1件
創業支援事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援事業の内容<創業セミナー> ・創業希望者等を対象とする「コザしん創業スクール」(全6日、1日6時間)を平成27年度から平成28年度にかけて開催しており、平成29年度以降は同様の事業の活用も図りながら、年1回程度(全4~6日程度、1日3~6時間程度)の創業セミナーを開催し、受講終了後もコザ信用金庫の担当職員がフォローすることとし、南風原町、南風原町商工会とも連携しながら、創業準備支援から資金調達支援、スタートアップ支援までを一体的に行なう創業セミナーを実施する。 ※同事業は複数の市町村の創業支援事業計画において、同一の内容で実施する。 <特定創業支援事業について> ・講義のうち、4回以上、1ヶ月以上の期間にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓の4つの知識が身につく講義を受講した者を、「特定創業支援事業」を受けた者とする。 「創業セミナー」(案) ・創業のビジョンとビジネスモデル、ビジネスプランの作成(経営)4.5時間 ・マーケティングの基礎知識、営業・販売戦略(販路開拓)4.5時間 ・会計の基礎知識、資金調達の方法(財務)1.5時間 ・創業における人材戦略、助成金の活用方法(人材育成)1.5時間 (2) 創業支援事業の実施方法 ・会場準備や教材準備、カリキュラムの策定や専門家の確保等はコザ信用金庫が行ない、広報活動においては南風原町や南風原町商工会と連携して行なう。 ・南風原町と連携し、セミナー受講者の名簿や集計表を「創業支援カルテ」として取りまとめ関係機関との共有を図る。名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成29年4月1日~令和9年3月31日 ※変更箇所については、令和3年12月23日~令和9年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第8回以降の申請が対象となる。